

使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます。）はコラボソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます。）に関してお客様（個人または法人のいずれかを問いません）と株式会社コラボ（以下「コラボ」といいます。）との間に締結される法的な契約書です。お客様が本ソフトウェア製品を実行する為、コンピュータのハードディスクにダウンロード、複製（インストール）した場合は、お客様は本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとみなされます。本契約書の各条項に同意されない場合は、本ソフトウェア製品のダウンロードを行わないでください。コラボは本ソフトウェア製品を不正な手段（不正な販売を含む）により取得した者、本契約書に違反する取得を行った者に対して、本ソフトウェア製品のインストール、使用のいずれも許諾しません。コラボは、お客様の事前の了承を得ることなく本契約書を随時変更する事ができるものとし、お客様はこれを承諾します。本契約の変更については、コラボのホームページ等に公開した時点で効力を発するものとし、お客様が本契約書の変更後に本ソフトウェア製品を利用することにより、本契約書の変更を承諾されたものとみなします。

第1条（定義）

「本ソフトウェア製品」とは、本契約書とともに提供される全てのコンピュータプログラム並びにそれに関連した媒体、マニュアル、その他関連資料（電子的に提供されるコンテンツを含む）をいいます。また、お客様が最初に本ソフトウェア製品のコピーを取得された後にコラボによって提供される本ソフトウェア製品のアップデート、アドオン、コンポーネント、Web サービスおよび追加機能もこれに含まれます（これらについて別途、使用許諾契約書または使用条項が添付されている場合はその使用許諾契約書または使用条項が優先します）。コラボは、お客様に対して、本契約書の条件に従う場合に限り本ソフトウェア製品の使用を許諾するものであり、販売するものではありません。

第2条（使用条件）

お客様は、本ソフトウェア製品をライセンスごとに特定の1台のコンピュータにのみインストールして使用することができます。LAN 対応製品については、本ソフトウェア製品所定のクライアント数を限度として、複数のコンピュータにインストールして同時に使用することができます。お客様は、本ソフトウェア製品がインストールされるコンピュータの数が正当に許諾されている数を超過することがないように客観的に妥当な手段をとるものとします。

第3条（禁止事項）

1.お客様が本契約書に記載のない方法で、本ソフトウェア製品を使用、製造もしくは配布し、またはピクシスの文書による許諾なく本ソフトウェア製品のモニタ画像の表示ないしプリンタへの出力物の複製物を利用して出版な

どを行うことはできません。

2.お客様は本ソフトウェア製品を第三者へ譲渡、貸与、リース、部分提供または使用を許諾することはできません。また、その他いかなる方法であっても使用者以外の第三者に使用させることはできません。

3.お客様は、本ソフトウェア製品を改変し、または本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アSEMBルなどのソースコード解析作業を行ってはなりません。

第4条（使用者への周知）

お客様は本契約書の内容を本ソフトウェア製品の全ての使用者に通知・遵守させなければなりません。

第5条（ユーザー登録と情報の利用）

お客様が正規に許諾された製品を使用されていることの証として、本ソフトウェア製品のライセンスごとにユーザー登録を行わなければなりません。コラボはお客様が登録された情報により、お客様が正規に本ソフトウェア製品を使用されていることを確認し、各種サポートを通知、提供します。

第6条（情報の取得と利用）

お客様が本ソフトウェア製品を使用するコンピュータをインターネットに接続している場合、本ソフトウェア製品を使用するときにインターネットに自動的に接続され、お客様が本ソフトウェア製品を使用するコンピュータのコンピュータ名、OSの種類、OSのバージョン、インストールされている本ソフトウェア製品のバージョン、インターネットの接続状態等をコラボがインターネットを介して取得することがあります。これは、コラボによる本ソフトウェア製品に関する情報をお客様に通知することを目的として、コラボがお客様を特定する情報を収集するものであり、お客様はこれらの機能の動作に同意するものとします。

第7条（著作権）

本ソフトウェア製品、および本ソフトウェア製品の複製物についての権原および著作権その他の無体財産権は、コラボが有するものです。本ソフトウェア製品が電子的形態のみによる文書を含む場合、お客様はその電子的な文書のコピーを1部印刷することができます。お客様は、本ソフトウェア製品に含まれるマニュアルなどの印刷物である文書を複製することはできません。

第8条（バックアップ・コピー）

お客様は、本契約書に従って本ソフトウェア製品のプログラムを実行する為、ハードディスク等に複製（インストール）しその複製物を使用することができます。また、不慮の事故に備えて安全運用を目的にした複製物（バックアップ・コピー）を作成することができます。以上の場合を除き、目的のいかんに関わらず複製物を作成することはできません。

第9条（保証）

1. コラボは、パッケージ形態の本ソフトウェア製品を購入後、本ソフトウェア製品を構成するディスクや関連資料に物理的な欠陥があった場合、本製品を購入された日から30日以内であれば無償でお取り替えいたします。

2. コラボは、本ソフトウェア製品の品質および機能がお客様の使用目的に適合することを保証するものではなく、また本契約書に明示的に記載された以外、一切本ソフトウェア製品について瑕疵担保責任および保証責任を負いません。本ソフトウェア製品の選択導入はお客様の責任で行っていただき、本ソフトウェア製品の使用およびその結果についても同様といたします。

3. コラボは、本ソフトウェア製品の日本国外における使用について何らの保証も行いません。お客様が本ソフトウェア製品を日本国外に持ち出す場合には、すべてお客様の責任において行うものとし、日本国外で使用の場合はコラボのサポートを受けられません。

第10条（免責）

コラボは、本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能、サポートサービスの提供もしくは提供不能またはその他本契約書に規定する事項に関して生じる特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他の一切の損害（逸失利益、機密情報、データもしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身障害、プライバシーの喪失、またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限定されません）に関しては、コラボの債務不履行、不法行為、無過失責任、誠実義務または合理的な注意義務を含めた義務の不履行、契約違反または保証違反の場合であっても、一切の責任を負いません。たとえ、コラボがこのような損害の可能性について知らされていた場合も同様です。いかなる場合においても、本契約書及び本保証規定と関連するコラボの責任は、お客様が本ソフトウェア製品について実際に支払った金額を上限とします。

第11条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約書の前文の記載に従い、お客様が本契約書の条項に同意されたものとみなされる時点から本製品の使用を停止するまでとします。

2. コラボはお客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本契

約を解除しお客様の使用を終了させることができます。その場合、お客様は速やかに本ソフトウェア製品及び、複製物を弊社に返却あるいは破棄していただくものとします。

第 12 条（完全な合意）

本契約書（本ソフトウェア製品に含まれる本契約書の追加および修正を含む）は、本ソフトウェア製品の使用についてお客様とコラボの取り決めのすべてを記載するものであり、本件に関する、従前の契約に優先して適用されるものです。

第 13 条（準拠法及び管轄）

本契約書は、日本国法に準拠し、本契約書に関連して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることとします。

第 14 条（附則）

令和元年 7 月 1 日 改定